

○ もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<b>第1 実証事業の実施</b> 水産業体质強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。	<b>第1 実証事業の実施</b> 水産業体质強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。
<b>1 実証事業の趣旨</b> (1) (略) (2) 漁船等の収益性回復の実証事業 漁船等の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。 ア～オ (略) カ サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁の影響を克服するため、単一の資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化、養殖業への転換、複数経営体の連携による協業化や共同経営化等の抜本的な操業・生産体制の改革による収益性向上の実証であり、10%以上の生産性を向上させるものであって、 <u>令和8年度末</u> までに認定を受けた改革計画に基づくもの。 (3)～(6) (略)	<b>1 実証事業の趣旨</b> (1) (略) (2) 漁船等の収益性回復の実証事業 漁船等の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。 ア～オ (略) カ サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁の影響を克服するため、単一の資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化、養殖業への転換、複数経営体の連携による協業化や共同経営化等の抜本的な操業・生産体制の改革による収益性向上の実証であり、10%以上の生産性を向上させるものであって、 <u>令和6年度末</u> までに認定を受けた改革計画に基づくもの。 (3)～(6) (略)

2～7－5 (略)

第2 助成金の交付等（第1の1の（1）～（5）の事業）  
交付等要綱第3の1の（2）のアの（ア）、（イ）、（エ）  
及び（オ）に規定する助成金については、その交付は以下によるものとし、費用の範囲は、別添2－1（養殖業に係る実証にあっては別添2－2）のとおりとする。

1・2 (略)

### 3 運転経費等助成金の額の確定

（1）事業主体は、第1の7の（2）のアに基づき事業実施者から提出された実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、運転経費等助成金の額を確定し、別記様式第9－1号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。この際、別添2－1に掲げる通信費及び消耗品費については、第1の7で承認を受けた事業実施計画の当該費目の金額を確定額として扱うものとする。

（2）・（3） (略)

4 (略)

#### 【別記様式第1－1号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号

2～7－5 (略)

第2 助成金の交付等（第1の1の（1）～（5）の事業）  
交付等要綱第3の1の（2）のアの（ア）、（イ）、（エ）  
及び（オ）に規定する助成金については、その交付は以下によるものとし、費用の範囲は、別添2－1（養殖業に係る実証にあっては別添2－2）のとおりとする。

1・2 (略)

### 3 運転経費等助成金の額の確定

（1）事業主体は、第1の7の（2）のアに基づき事業実施者から提出された実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、運転経費等助成金の額を確定し、別記様式第9－1号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。

（2）・（3） (略)

4 (略)

#### 【別記様式第1－1号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号

年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた〇〇地域プロジェクト改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第1の7の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

記

1・2（略）

3. 実証事業を行う船舶 :  
(1) 船名及び総トン数 :  
(2) 所有者等氏名 :  
(3) 所有者等住所 :  
(削る。)  
(4) 船団構成 :  
(5) 漁船登録番号 :  
(6) 進水年月日 :  
(7) 建造価格 :  
(8) 造船所の名称及び住所 :  
(9) 建造資金の借入先金融機関 :  
(削る。)  
(10) 購入先 :  
(11) 購入価格 :  
(12) 改造した内容 :  
(13) 改造年月日 :  
(14) 改造価格 :  
(15) 改造した造船所の名称及び住所 :  
※ 所有者等の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。  
※ (9)について、日本政策金融公庫からの場合は「資金の種類」及び「特例措置」を記載すること。  
※ (10) 以降は中古船の場合のみ記入すること。

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた〇〇地域プロジェクト改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第1の7の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第1の1の（1）から（5）までのいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

記

1・2（略）

3. 実証事業を行う船舶 :  
(1) 船名及び総トン数 :  
(2) 所有者等氏名 :  
(3) 所有者等住所 :  
※所有者等の貸借対照表及び損益計算書を添付。  
(4) 船団構成 :  
(5) 漁船登録番号 :  
(6) 進水年月日 :  
(7) 建造価格 :  
(8) 造船所の名称及び住所 :  
(9) 建造資金の借入先金融機関 :  
※日本政策金融公庫からの場合は「資金の種類」及び「特例措置」を記載。  
(10) 購入先 :  
(11) 購入価格 :  
(12) 改造した内容 :  
(13) 改造年月日 :  
(14) 改造価格 :  
(15) 改造した造船所の名称及び住所 :  
(新設)  
(新設)  
※ (10) 以降は中古船の場合のみ記入すること。

4～8 (略)

9. 事業経費の積算内訳  
(運転経費等助成分)

(単位：円)

区分	計画額(国費)	備考
人件費		(積算内訳)
燃油費 (補助油費を含む)		(積算内訳)
主燃油持込金利		(積算内訳)
通信費		(積算内訳)
餌代		(積算内訳)
氷代		(積算内訳)
魚箱代		(積算内訳)
その他の資材費		(積算内訳)
消耗品費		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

4～8 (略)

9. 事業経費の積算内訳  
(運転経費等助成分)

(単位：円)

区分	計画額(国費)	備考
人件費		(積算内訳)
燃油費		(積算内訳)
主燃油持込金利		(積算内訳)
(新設)		(新設)
餌代		(積算内訳)
氷代		(積算内訳)
魚箱代		(積算内訳)
その他の資材費		(積算内訳)
(新設)		(新設)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

【別記様式第1－2号（海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業）の場合】

操業転換計画申請書

番号  
年月日

水産庁長官 殿

住所  
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた〇〇都道府県〇〇漁業操業転換方針に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の(4)の海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-2の(1)のイの規定に基

【別記様式第1－2号（海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業）の場合】

操業転換計画申請書

番号  
年月日

水産庁長官 殿

住所  
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた〇〇都道府県〇〇漁業操業転換方針に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の(4)の海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-2の(1)のイの規定に基

づき承認を申請します。

記

1・2 (略)

3. 取組を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :  
(2) 所有者等氏名 :  
(3) 所有者等住所 :  
    (削る。)  
(4) 船団構成  
(5) 漁船登録番号  
(6) 進水年月日  
(7) 建造価格  
(8) 造船所の名称及び住所  
(9) 建造資金の借入先金融機関 :  
    (削る。)  
(10) 購入先 :  
(11) 購入価格 :  
(12) 改造した内容 :  
(13) 改造年月日 :  
(14) 改造価格 :  
(15) 改造した造船所の名称及び住所 :  
※ 所有者等の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

※ (9)について、日本政策金融公庫からの場合は「資金の種類」及び「特例措置」を記載すること。

※ (10)以降は中古船の場合のみ記入すること。

3-2~7 (略)

8. 事業経費の積算内訳

(運転経費等助成分)

(単位:円)

区分	計画額(国費)	備考
人件費		(積算内訳)
燃油費 (補助油費を含む)		(積算内訳)
主燃油持込金利		(積算内訳)
通信費		(積算内訳)
餌代		(積算内訳)
氷代		(積算内訳)

づき承認を申請します。

記

1・2 (略)

3. 取組を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :  
(2) 所有者等氏名 :  
(3) 所有者等住所 :  
※所有者等の貸借対照表及び損益計算書を添付。  
(4) 船団構成  
(5) 漁船登録番号  
(6) 進水年月日  
(7) 建造価格  
(8) 造船所の名称及び住所  
(9) 建造資金の借入先金融機関 :  
※日本政策金融公庫からの場合は「資金の種類」及び「特例措置」を記載。  
(10) 購入先 :  
(11) 購入価格 :  
(12) 改造した内容 :  
(13) 改造年月日 :  
(14) 改造価格 :  
(15) 改造した造船所の名称及び住所 :  
    (新設)  
    (新設)

※ (10)以降は中古船の場合のみ記入すること。

3-2~7 (略)

8. 事業経費の積算内訳

(運転経費等助成分)

(単位:円)

区分	計画額(国費)	備考
人件費		(積算内訳)
燃油費		(積算内訳)
主燃油持込金利		(積算内訳)
(新設)		(新設)
餌代		(積算内訳)
氷代		(積算内訳)

魚箱代		(積算内訳)
その他の資材費		(積算内訳)
消耗品費		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

8-2~10 (略)

**【別記様式第1-4号】**

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた養殖業改善計画（又は承認養殖業再建計画）に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の(6)のアの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-3の(1)のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1~7 (略)

**【別記様式第1-5号】**

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名

魚箱代		(積算内訳)
その他の資材費		(積算内訳)
(新設)		(新設)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

8-2~10 (略)

**【別記様式第1-4号】**

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた養殖業改善計画（又は承認養殖業再建計画）に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の(6)のアの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-3の(1)のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1~7 (略)

**【別記様式第1-5号】**

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名

年月日付けで認定を受けた養殖業技術開発計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（6）のイの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-4の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1～4（略）

【別記様式第2-1号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書  
(第事業期間)

番号  
年月日

水産庁長官 殿  
(事業主体経由)

住 所  
名称及び代表者の氏名

年月日付け（番号）で承認のあった〇〇の実証事業（※）の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のアの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1～3（略）

4. 事業に要した経費  
(用船料等補助分)  
(略)

（運転経費等助成分）

（単位：円）

区分	計画額	実績額	備考
人件費			
燃油費 (補助油費を含む)			
主燃油持込金利			

年月日付けで認定を受けた養殖業技術開発計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（6）の実証事業を実施したいので、実施要領第1の7-4の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1～4（略）

【別記様式第2-1号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書  
(第事業期間)

番号  
年月日

水産庁長官 殿  
(事業主体経由)

住 所  
名称及び代表者の氏名

年月日付け（番号）で承認のあった〇〇の実証事業（※）の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7の（2）のアの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の（1）から（3）まで及び（5）のいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1～3（略）

4. 事業経費の積算内訳  
(用船料等補助分)  
(略)

（運転経費等助成分）

（単位：円）

区分	計画額	実績額	備考
人件費			
燃油費			
主燃油持込金利			

通信費			
餌代			
氷代			
魚箱代			
その他の資材費			
<u>消耗品費</u>			
販売費			
その他の経費			
消費税			
事業経費合計			

※ 通信費及び消耗品費の実績額欄には、計画額と同額を記載すること。

5・6 (略)

【別記様式第2-2号（海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業の場合）】

操業転換計画実施状況報告書  
(第 事業期間)

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿  
(事業主体経由)

住 所  
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（番号）で承認のあった操業転換計画の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7-2の（2）のアの規定に基づき報告します。

記

1～4 (略)

5. 事業に要した経費  
(用船料等補助分)  
(略)

(運転経費等助成分)

(単位：円)

区分	計画額	実績額	備考
人件費			

(新設)			
餌代			
氷代			
魚箱代			
その他の資材費			
(新設)			
販売費			
その他の経費			
消費税			
事業経費合計			

(新設)

5・6 (略)

【別記様式第2-2号（海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業の場合）】

操業転換計画実施状況報告書  
(第 事業期間)

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿  
(事業主体経由)

住 所  
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け（番号）で承認のあった操業転換計画の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の7-2の（2）のアの規定に基づき報告します。

記

1～4 (略)

5. 事業に要した経費  
(用船料等補助分)  
(略)

(運転経費等助成分)

(単位：円)

区分	計画額	実績額	備考
人件費			

燃 油 費 (補助油費を含む)			
主 燃 油 持 込 金 利			
通 信 費			
餌 代			
氷 代			
魚 箱 代			
そ の 他 の 資 材 費			
消 耗 品 費			
販 売 費			
そ の 他 の 経 費			
消 費 税			
事業経費合計			

※ 通信費及び消耗品費の実績額欄には、計画額と同額を記載すること。

(養殖業との兼業又は養殖業への転換の場合)

(略)

6～9 (略)

#### 【別添1－1】

##### もうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画又は承認転換計画に基づき実施するもうかる漁業創設支援事業の用に供する船舶を用船する場合の用船料等は、特別の事情により別に定める場合を除くほか、以下の1から13までのそれぞれの額を合計したものとする。なお、船団操業を行う場合は、改革型漁船又は収益性回復に取り組む漁船のみを対象とする。

1～5 (略)

(削る。)

6 (略)

(削る。)

(削る。)

燃 油 費			
主 燃 油 持 込 金 利			
(新設)			
餌 代			
氷 代			
魚 箱 代			
そ の 他 の 資 材 費			
(新設)			
販 売 費			
そ の 他 の 経 費			
消 費 税			
事業経費合計			

(新設)

(養殖業との兼業又は養殖業への転換の場合)

(略)

6～9 (略)

#### 【別添1－1】

##### もうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき実施するもうかる漁業創設支援事業の用に供する船舶を用船する場合の用船料等は、特別の事情により別に定める場合を除くほか、以下の1から13までのそれぞれの額を合計したものとする。なお、船団操業を行う場合は、改革型漁船又は収益性回復に取り組む漁船のみを対象とする。

1～5 (略)

##### 6. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の実証事業による使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

7 (略)

##### 8. 補助油費

補助油費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

9. 通信費

7・8 (略)

9. 一般管理費

一般管理費は、上記1から8までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

10. 消費税

消費税は、上記1から9までの金額の合計額に10%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から9までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

**【別添2-1】**

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（漁業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
<u>1</u> 用船料等補助経費	<p>以下に定める額の範囲内とし、予算の範囲内において交付するものとする。</p> <p>① 改革型漁船等の収益性改善の実証事業については別添1-1の用船料等算定基準に規定する<u>1</u>から<u>6</u>まで、<u>9</u>及び<u>10</u>の合計額（以下「用船料等算定額」という。）に1/3を乗じた額。</p> <p>② 漁船等の収益性回復の実証事業については用船料等算定額に1/3を乗じた額。ただし、不漁対策である第1の1の（2）の力に該当する実証事業についてのみ第1の7の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に2/3を乗じた額とすることができる。</p> <p>③ 第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業については用船料等算定額に1/2を乗じた額。ただし、改革型漁船を用いない場合、第1の7の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に2/3を乗じた額とすることができる。</p> <p>なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて、第1の1に掲げる実証事業に取り組む場合にも、操業費用として上記①から③までのそれぞれの場合と同様の経費を助成金対象経費とする。</p> <p>また、事業実施中の事故等により所有者等が追加負担した事業継続するために要した修繕費が、当初の別添1-1の用船料等算定基準に規定する5の修繕費額を上回る場合は、水産庁及び事業主体と協議し、特に認めた場合に限り、所要額に上記①から③までの実証事業それぞれの補助率を乗じた額を事業期間終了時の確定額とし、要領第1の7の（1）のエに準じて事業実施計画又は転換計画の変更を行い、助成金対象経費とすることができる。</p>	用船料等補助金

通信費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

10・11 (略)

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1から11までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

13. 消費税

消費税は、上記1から12までの金額の合計額に10%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から12までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

**【別添2-1】**

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（漁業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
<u>1</u> 用船料等補助経費	<p>以下に定める額の範囲内とし、予算の範囲内において交付するものとする。</p> <p>① 改革型漁船等の収益性改善の実証事業については別添1-1の用船料等算定基準に規定する<u>1</u>から<u>9</u>まで、<u>12</u>及び<u>13</u>の合計額（以下「用船料等算定額」という。）に1/3を乗じた額。</p> <p>② 漁船等の収益性回復の実証事業については用船料等算定額に1/3を乗じた額。ただし、不漁対策である第1の1の（2）の力に該当する実証事業についてのみ第1の7の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に2/3を乗じた額とすることができる。</p> <p>③ 第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等による生産性向上の実証事業については用船料等算定額に1/2を乗じた額。ただし、改革型漁船を用いない場合、第1の7の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に2/3を乗じた額とすることができる。</p> <p>なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて、第1の1に掲げる実証事業に取り組む場合にも、操業費用として上記①から③までのそれぞれの場合と同様の経費を助成金対象経費とする。</p> <p>また、事業実施中の事故等により所有者等が追加負担した事業継続するために要した修繕費が、当初の別添1-1の用船料等算定基準に規定する5の修繕費額を上回る場合は、水産庁及び事業主体と協議し、特に認めた場合に限り、所要額に上記①から③までの実証事業それぞれの補助率を乗じた額を事業期間終了時の確定額とし、要領第1の7の（1）のエに準じて事業実施計画又は転換計画の変更を行い、助成金対象経費とすることができる。</p>	用船料等補助金

2 (略)	(略)	(略)
3 燃油費	当該実証事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油、補助油（エンジンオイル、油圧オイル等）等の油代で認定改革計画又は承認転換計画に基づく燃油代の範囲内の額とする。ただし、交付決定後に調達したものに限る。	
4 (略)	(略)	
5 通信費	当該実証事業の実施のために要する通信費で、当該実証事業の初年度の前年等の実績額を基準とする。	
6 餌代	(略)	
7 氷代	(略)	
8 魚箱代	(略)	
9 その他の資材費	(略)	
10 消耗品費	当該実証事業のために要する消耗品費で、当該実証事業の初年度の前年等の実績額を基準とする。	
11 販売費	(略)	
12 その他の経費	(略)	
13 消費税	3及び5から12までの経費に要した消費税額	
14 事業管理費	(略)	(略)
15 消費税	14の経費に要した消費税額	

【参考：用船等契約書等の例】

用船等契約書（案）

○○漁業協同組合（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

第1条 乙は、○○改革計画（認定日：年月日）に基づいて漁業操業を実施する。

2 (略)

第2条・第3条 (略)

2 (略)	(略)	(略)
3 燃油費	当該実証事業の実施のために要した運航に係る重油、軽油等の油代	
4 (略)	(略)	
(新設)	(新設)	
5 餌代	(略)	
6 氷代	(略)	
7 魚箱代	(略)	
8 その他の資材費	(略)	
(新設)	(新設)	
9 販売費	(略)	
10 その他の経費	(略)	
11 消費税	3及び5から10までの経費に要した消費税額	
12 事業管理費	(略)	(略)
13 消費税額	12の経費に要した消費税額	

【参考：用船等契約書等の例】

用船等契約書（案）

○○漁業協同組合（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

第1条 乙は、○○改革計画（認定日：年月日）に基づいて漁業操業を実施する。

2 (略)

第2条・第3条 (略)

(費用等)

第4条 ○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する燃油、魚箱、氷  
その他の実証事業を行うために必要な経費(補助油費、通信費、消耗品費及び個人的消費に供される資材費を除く。)  
は、甲が直接支払うものとする。

2・3 (略)

第5条 (略)

(漁業操業費用の支払)

第6条

1～6 (略)

7 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物の販売代金は、本操業期間終了後に甲が返還する助成金額  
が不足しないよう配慮しつつ、第1項において決められた漁業操業費用の残額の支払いに充てることができる  
ものとする。

8 (略)

第7条～第11条 (略)

(費用等)

第4条 ○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する燃油、魚箱、氷  
その他の事業に係る資材(個人的消費に供されるものに要する経費を除く。)は、甲が直接支払うものとする。

2・3 (略)

第5条 (略)

(漁業操業費用の支払)

第6条

1～6 (略)

7 本操業期間終了後、本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物の販売金額から甲が返還する助成金額を  
差し引いた後の残額については、第1項において決められた漁業操業費用の残額の支払いに充てることができる  
ものとする。

8 (略)

第7条～第11条 (略)

## 附 則 (令和7年3月31日付け6水推第1620号)

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。